

日本アプライドスポーツ科学会投稿規定

令和3年4月1日制定

- 1 日本アプライドスポーツ科学会（以下「本会」という）会則第3条に定められた機関誌（「アプライドスポーツサイエンス（Japanese Journal of Applied Sport Sciences）」）発行の事業を行うため、この規程を設ける。
- 2 アプライドスポーツサイエンス（以下「本誌」という）への投稿は、筆頭著者が本会会員とする。ただし、アプライドスポーツサイエンス編集委員会（以下「本委員会」という）が認めた場合はこの限りでない。
- 3 論文の種類は、「総説」、「原著論文」、「実践研究」、「研究資料」とする。投稿論文は体育・スポーツ科学研究領域における完結した未発表のものであり、学術誌等に未掲載のもの、投稿中でないものに限る。ただし、本会の学会大会等における発表やその資料の内容を充実させた論文、学位論文の研究成果のうち学術誌等で未発表の内容をまとめた論文、あるいは各種研究助成の交付を受けた後に助成団体に提出した報告をもとに内容を充実させた論文は投稿できる。
- 4 投稿論文における計量単位は、原則として国際単位系（SI）とする。
- 5 投稿論文の採択は本委員会において決定し、論文の審査は複数の論文審査委員が行う。掲載が受理された投稿論文は、電子ジャーナルとして公開する。
- 6 投稿論文の原稿はワードプロセッサで作成するものとし、A4判横書き、原則として、全角40字30行のページ設定とする。原稿の掲載が許可された著者は、別に定める料金に従って、編集に関する費用の一部を掲載料として負担とする。
- 7 原稿は次の通りに作成する。原稿の第1頁を表紙とし、1) 原稿の種類、2) 題目及び20文字以内の略表題、3) 著者名、4) 所属機関名、5) キーワード（タイトルに含まれない用語3語-5語）、6) 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレスなど）、7) 審査を希望する研究領域の番号（第2希望まで可、領域番号については「投稿の手引き」を確認）を記載すること。2) 3) 4) 5) については和文と欧文の両方を記入する。第2頁から本文をはじめ。原稿には第1頁から通しで頁番号を付ける。なお、図表、写真、その他の資料は別紙を用いて、通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表、写真、その他の資料の挿入箇所は、本文中にそれぞれの番号を明記する。原稿は、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。
- 8 文献の引用は論文に深く関係するものを厳選し、正確に引用する。なお、本文中での文献の記載は、「著者・出版年方式(author-date method)」とする。また、文献リストは、本文の最後に著者名のアルファベット順に一括する。引用および、注記の方法は、原則として、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従う。
- 9 「総説」、「原著論文」、「実践研究」、「研究資料」の原稿には、英語による400語以内の抄録を添える。同時に、英文抄録の和訳文を添付する。英文はダブルスペースの行間によって半角の字体で記す。単語が行末で分割されないようにする。
- 10 論文の作成に際して、被験者や被験動物の取り扱いについては、人権擁護・動物愛護の立場から十分注意するとともに、実際に配慮した点を論文中に明記する。
- 11 公平な審査を期するため、謝辞および付記等は論文の受理後に書き加える。
- 12 投稿論文はオンライン受付日を論文の受付日とし、本委員会による掲載決定後、オンライン採択日を受理日とする。受理された論文は、本委員会が訂正を要求した箇所以外に、本委員会の承認なしに変更を加えてはならない。
- 13 原稿（図表、写真などを含む）は、電子ファイル（Wordファイルなど）にして、電子メールにて本委員会（E-mail : hensyu@js-ass.jp）に送付する。
- 14 校正は原則として1回とし、初校は著者が行う。再校以降は本委員会が行う。
- 15 掲載論文の著作権の一切（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本会に帰属または譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。また、掲載論文を著者が使用する場合は、本委員会を通じて本会に事前に使用の許諾を得ることとする。
- 16 本規定の改訂は、理事会の議を経て行うものとする。

付則 本規程は、令和3年4月1日から施行する。